

様式第2号

平成27年度 安曇野市地域包括支援センター運営協議会(第2回) 会議概要

1	審議会名	平成27年度 第2回地域包括支援センター運営協議会
2	日時	平成27年11月11日(水) 13時00分から15時10分
3	会場	安曇野市役所本庁舎 3階 全員協議会室
4	出席者	宮澤会長、佐藤委員、西委員、高山委員、左々木委員、高橋委員、湯澤委員、宮下委員、岩原委員、黒澤委員、若宮委員、増田委員、 欠席：勝山副会長、奥永委員
5	市側出席者	宮下保健医療部長、場々介護保険課長、西澤介護保険担当係長、木村介護保険担当係長、丸山認定調査係長、古畑介護予防担当係長、介護予防担当 酒井保健師 東部地域包括支援センター：新保介護予防担当係長、藤澤(芳)主任介護支援専門員、藤澤(宏)保健師、宮入社会福祉士 南部地域包括支援センター：山岸看護師、丸山主任介護支援専門員、岡村社会福祉士 北部地域包括支援センター：渡邊主任介護支援専門員、佐藤社会福祉士、蛇平社会福祉士、伊藤保健師
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成27年11月25日
協 議 事 項 等		
I	会議の概要	
1	開会	
2	会長あいさつ	
3	協議	(1) 平成27年度地域包括支援センター事業中間報告について (2) 平成27年度介護予防支援業務委託先事業所の承認(追加)(案)について (3) 東部地域包括支援センターの名称変更について
4	その他	
5	閉会	
II	協議内容	
3	協議	(1) 平成27年度地域包括支援センター事業中間報告について 委員：二次予防対象者の実態把握のところで、訪問等による聞き取りとあるが、二次予防対象者のうち、実際に介護予防教室に参加した人数は何人か。 事務局：26年度のチェックリスト回収者が約1万人でそのうち二次予防の対象者が3,381人。このうち、教室参加希望者が748名で、その中で参加者は232人。そこで今年度は、昨年度二次予防対象者で、教室未参加者に通知や訪問を行い、予防活動に繋げるようターゲットを絞って取り組んでいる。 委員：権利擁護の成年後見について、件数が大幅減と思われる。H24は年間で276件取り扱いはあった。成年後見の相談を私たちが受けるときに、手の打ちようがないほど進んで司法書士に相談するケースが多く、早い段階から後見について関与を増やしていかなければと思う。大幅減について、理由があるのか。 事務局：相談件数減については、相談来所者減と、成年後見につなげるようなケースがあまり出てきてないためと思われる。引き続き啓発活を行い、成年後見支援センターのかけはしとの連携で、出張相談と講演会も予定をしている。 委員：かけはしでも予約の入らない日が増えてきている気がする。成年後見制度自体もだいぶ普及しているが取扱件数の増加に結びついていない。 委員：地域の認知症の方や家族・ケアマネや医師に相談している中で、成年後見につなげる見極

めは、包括や医師にしてもらった方が進んでいくと思う。私たち自身が個人的に成年後見を勧める難しいと思う。

委員：介護予防の話の中で、約3000人の対象者の中、約200人しか参加していないことの理由はなにか。

事務局：まだ正式な数字ではないが、実態把握によると8割の方が、家事や農作業や自主的に活動で元気な状態ということが分かってきた。残りの2割は、介護予防教室に参加が必要だったり、介護認定の相談が必要な方という状況。未参加の理由は、元気だから参加しなかったという方と、逆に具合が悪くて参加できなかった方と、その両方と受け止めている。

委員：介護予防が充実していくのは素晴らしい。しかし、認定率や要支援者数が年々増えている。中には介護サービスの安易な利用とも言われている。介護に従事している皆様は大変なご苦労で、政府でも介護離職者の0を目指してと言われているが、介護施設の立場になると、介護しやすい人を入所させよう、利用させようといったことが当然あると思うがどうか。

委員：要支援の方がどう介護予防をやるかという、公民館などに定期的集まるようにしてもなかなか集まらない。すると業者の施設でやるが多くなっていくが、現実、本当に必要な方が利用してくれるのは少ない。要支援者は来年の4月に介護から外されるのではないかという話もあって、その方策をどうするか安曇野市でも検討しているか。

事務局：市では総合事業の切り替えは29年度の4月からとしている。地域の方に投げられる報道がされているが、地域支援事業という、介護保険の中の一事業に組み込まれる。サービスは予防の訪問介護と通所介護の2つが切り替えられる。時期は29年の4月からだが、同内容のサービスがそのまま継続され、一部、市で基準を定めたサービスを使う形での提供になる。今回総合事業に切り替えるにあたり一番大きな点は、今まで通所介護と訪問介護については上限がなかったので、利用したい方が利用したいだけ使っても国、県、市から負担金をもらいサービス提供ができた。移行後のサービスでは上限額が設けられる形になるので、決まった予算の中でサービス提供をしていく。そこで市では予防事業を行い、要支援のサービスを利用する方をできるだけ減らすという努力をしていく形になる。

委員：地域包括ケアシステムの中に在宅医療介護連携の推進というのが挙げられ、その中に安曇野赤十字病院医療と介護の勉強会というのが位置づけられているが、その位置づけについて説明してほしい。

事務局：在宅医療介護連携を進めるには、市主催だけではなく様々な皆様がそれぞれの立場で積極的に取り組んでおり、皆で協力し合って在宅医療介護連携を進めていきたい。医療と介護の勉強会は医療介護連携にとって大事な位置を占めており、地域包括支援センターも関わっていることもあり、このような地域包括ケアシステム図になった。これからも立場は違っても、是非、協力し合って医療介護連携を進めていけたらと思う。

(2) 平成27年度介護予防支援業務委託先事業所の承認（追加）（案）について

《質疑なく承認》

(3) 東部地域包括支援センターの名称変更について

事務局：東部が豊科支所から新庁舎に移転した。初めて地域包括支援センターを利用した方にとって、東部と言われたときに東側をイメージするため東部の名称では無理があると思う。新名称としては「中央」で、時期は、広報等の周知と事業所等への説明で半年間くらいは必要で、来年度の4月に名称変更をしたい。

《質疑なく承認》

7 その他

(1) 各包括支援センターから中間報告

《質疑なく承認》